

さくらこうとうがくえん ぶ かつどう き やく  
さいたま桜高等学園部活動規約

そう そく  
(総則)

ほんこう ぶ かつどう がっこうきょういく いち ぶ せい と しんたいてき せいしんてきはったつ はか とも せきにな きょうりやく かんよう  
本校部活動は、学校教育の一部として生徒の身体的・精神的発達を図ると共に、「責任・協力・寛容・  
めいろう のぞ たいど しゅうかん め ぎ おこな あわ せい と じしゆてき じはつてきかつどう  
明朗」などの望ましい態度や習慣を目指して行われるものとする。併せて生徒の自主的・自発的活動が  
けんぜん おこな つと  
健全に行われるように努めるものとする。

ぶ かつどうだいひょう こもんかい  
1 部活動代表顧問会

ほんこう ぶ かつどう かつどうほうしんおよ しょかつどう かん じこう ぶ かつどうだいひょう こもんかい い か こ  
本校部活動における活動方針及び諸活動に関する事項については、「部活動代表顧問会」(以下「顧  
もんかい お けつてい こうちよう しょうにん え なお こもんかい ぶ りくじょうきょう  
問会」という)を置き、これが決定し、校長の承認を得るものとする。尚、顧問会は「サッカー部」「陸上競  
ぎ ぶ 「バスケットボール部」「ウォーキング部」「ダンス部」「男子バレーボール部」「音楽部」「美術部」  
かていか ぶ てつどう ぶ だいひょう こもん そしき こもんかい ちよう ごせん けつてい もんだい はっせい ばあい  
「家庭科部」「鉄道部」の代表顧問で組織し、顧問会の長は互選により決定する。問題が発生した場合  
など せい と しどう ぶ こもんかい ちよう りん じ こもんかい しょうしゅう  
等は、生徒指導部、顧問会の長が臨時の顧問会を招集する。

ぶ かつどう い ち  
2 部活動の位置づけ

ほんこう ぶ かつどう げんそく せい と ぜんいんさん か  
本校の部活動は、原則として生徒全員参加とする。

にゅう ぶ てつづ  
3 入部の手続き

ぶ かつどうとうろくぎょうむ こもんかい おこな  
部活動登録業務は、顧問会で 行うものとする。

さん か き ぼうしや こもんかい してい ぶ かつどう かにゅうどけ べっし しりょう ようし ひつようじこう きにゅう うえ てい  
参加希望者は、顧問会が指定した「部活動加入届(別紙資料3-1)」用紙に必要事項を記入の上、提  
しゅつ きげん たんにん とお こもんかい ていしゅつ  
出期限までに担任を通して顧問会に提出するものとする。

てん ぶ  
4 転部について

てん ぶ きぼう もの げんそく だい がくねんしゅうりょう じ てん ぶ みと てん ぶ さい しょぞく ぶ  
転部を希望する者は、原則として第1学年終了時にのみ転部を認める。転部する際は、所属していた部  
かつどう こもん てん ぶ とどけ べっし しりょう ていしゅつ にゅう ぶ ぶ かつどう こもん ぶ かつどう  
活動の顧問に「転部届(別紙資料3-2)」を提出すること。また、入部する部活動の顧問に「部活動  
かにゅうどけ ていしゅつ  
加入届」を提出すること。

あら せつりつ ぶ かつどう てん ぶ だい がくねんしゅうりょう じ みと  
また、新たに設立された部活動への転部は、第2学年終了時にも認めるものとする。

ぶ かつどう しゅるい  
5 部活動の種類

ほんこう ぶ かつどう ぶ りくじょうきょう ぎ ぶ ぶ ぶ ぶ だん  
本校部活動は、「サッカー部」「陸上競技部」「バスケットボール部」「ウォーキング部」「ダンス部」「男  
し 子バレーボール部」「音楽部」「美術部」「家庭科部」「鉄道部」を置く。

## 6 部活動の設置基準について

部活動の新設・廃部については、以下のとおりとする。

### 6-1 部活動の新設について

【手続き及び検討1】5名以上の生徒が新たな部活動の設置を希望する場合は、担任等を通じて生徒会に申し出る。生徒会は生徒総会の議題にするか否かの検討をし、承認された場合、生徒総会で協議する。承認された場合、生徒会長は生徒指導部部活動係へ具申する。部活動係は生徒会長の具申を受け、部活動代表顧問会を招集して検討する。

【手続き及び検討2】部活動代表顧問会にて承認された場合、部活動係が案をまとめて企画委員会へ提出する。企画委員会にて、新年度の部活動として望ましい部活動であるか否かの検討を行い、新年度の部活動を選定した後に生徒指導部部活動係へ報告する。部活動係は企画委員会での結果を受け、職員会議で提案。

【手続き及び検討3】職員会議で協議し、否決された場合は部活動代表顧問会へ差し戻す。承認された場合は手続き及び検討4へ進める。

【手続き及び検討4】部活動顧問の調整を行う。

(部活動係を中心に部活動顧問会で人数調整を行い、管理職が顧問を決定する。)

【手続き及び検討5】職員会議資料として、企画委員会へ提出する。企画委員会は確認を行う。

【手続き及び検討6】生徒指導部部活動係が職員会議にて報告する。

(新しく赴任される教職員の部活動所属も確定)

【手続き及び検討7】新年度入学生生の部活動所属が決まり次第、部活動代表顧問会を開き、生徒の実態等に応じて生徒指導部部活動係が微調整を行う。

### 6-2 部活動の廃部について

部活動所属人数が5名に満たない場合、廃部または休部とする。ただし、在籍する生徒が卒業するまでは部員数が5名以下でも存続することを可とする。

※教職員からの新設・廃部の要望は、生徒指導部部活動係が12月中に新設及び廃部の希望等があるか否かアンケート集計を行う。新設、廃部希望があった場合は、6-1【手続き及び検討1】から協議を行う。

### 6-3 部活動の再編について

部活動の再編を行った場合は、原則として、3年間は再編を行わない。ただし、廃部について該当する部活動がある場合は、6-2にならない、手続き及び検討を行う。

## ぶ かつどう こもん 7 部活動顧問

「サッカー部」「陸上競技部」「バスケットボール部」「ウォーキング部」「ダンス部」「男子バレーボール部」「音楽部」「美術部」「家庭科部」「鉄道部」の顧問については、原則として全職員がこれにあたる。ただし管理職、事務職員、養護教諭は除き、実習助手については、任意で顧問にあたるものとする。

## ぶ かつどう きろく 8 部活動記録

「サッカー部」「陸上競技部」「バスケットボール部」「ウォーキング部」「ダンス部」「男子バレーボール部」「音楽部」「美術部」「家庭科部」「鉄道部」の各々は、名簿・出席表及び実施記録表を作成し、記録する。

## かつどう び じ かん 9 活動日・時間

活動日は月・水・金の週3日とし、活動時間は原則として15時50分～16時50分までとする。短縮日課(6時間授業)の日は、14時50分～15時50分とする。指導者不在での活動は、行わない。

なお、学校職員の休日等勤務時間外の実施については学校長の承認を得て行うものとする。また、各行事(大会等)の2週間前であれば木曜日及び通知表提出締め切り日前の活動を、職員朝会で承諾を得た上で認める。

また、「特別な理由」により17時以降の練習を行う場合は、当該部活動の顧問は理由を顧問会に申し出て、承認を得なければならない。

## たいがい じ あい かつどう 10 対外試合・活動

学校長が承認した対外試合・活動の参加については、各部活動の顧問で引率、指導を行う。また、対外試合・活動に参加する場合は公欠扱いとし、部活動顧問が学級担任に報告する。休業日の参加については学校長の承認を得て実施する。

校外試合・活動を行う際は、「校外活動届」を提出する。

## ぶ かつどう ひ 11 部活動費

部活動費については、部活動毎に計画し、管理職の承認を得て集金をする。年度末に必ず部活動毎に保護者宛に会計報告を行う。PTAから補助を受ける場合は、部費を徴収しなければならない。金額は月に300円以内とする。

## 12 健康観察及び怪我等の対応

健康観察は、活動時間を通して適宜行う。事故や怪我等が発生した場合は、速やかに本校「救急時の対応」に沿って対応する。

## 13 下校について

部活動毎に下校とする。活動終了後は、各部活動の顧問が責任を持って下校指導(校舎外への送り出し)に当たる。(部活動がない日は、学級担任による下校指導とする)

## 14 表彰について

### 15—1 体育優良児童生徒表彰について(埼玉県体育協会表彰)

体育優良児童生徒表彰の対象は、原則として、3年生から選出するものとし、以下の表彰審査基準を満たす生徒とする。

「表彰審査基準」

- (1) 教科体育及び教科外の体育・スポーツにおいて特に優秀な者
- (2) 体育・スポーツにおいて優れた特技を有する者
- (3) 学習態度が良好な者
- (4) 体育・スポーツに限らず、生徒として敬愛を受ける者で、真に他の生徒の模範となる者

### 15—2 埼玉県特別支援学校体育連盟賞「優秀選手賞」について

埼玉県特別支援学校体育連盟賞「優秀選手賞」の対象は、以下の表彰審査基準を満たす生徒または団体とする。

「表彰審査基準」

- (1) 特別支援学校体育大会において、優勝(1位)のチームまたは個人
- (2) 県主催の各種大会で、優勝(1位)のチームまたは個人
- (3) 関東大会及びこれに準ずる大会で、3位以上の成績をおさめたチームまたは個人
- (4) 全国大会及びこれに準ずる大会で、8位入賞したチームまたは個人
- (5) 国際大会及びこれに準ずる大会に出場したチームまたは個人

### 15—3 埼玉県特別支援学校体育連盟賞「努力賞」について

埼玉県特別支援学校体育連盟賞「努力賞」の対象は、原則として、体育委員長とする。

「表彰審査基準」

- (1) 体育スポーツを愛好し、特に健康状態・運動能力・スポーツ精神に優れ、学業に努力するものとする。

## 15-4 校内の表彰、壮行会について

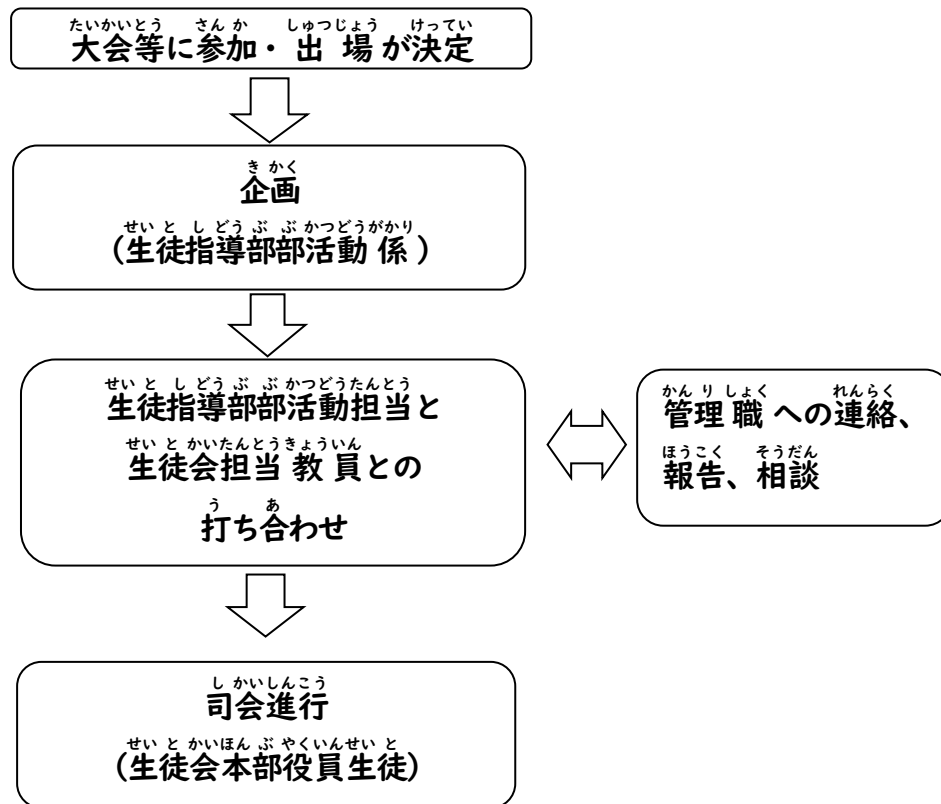
### ① 表彰について

- ・表彰式は、長期休業前後及び学年末に行う。
  - ・春季休業中や前期の夏季休業前までの活動の表彰は、夏季休業前に行う。
  - ・夏季休業中における活動の表彰は、夏季休業後に行う。
  - ・後期の冬季休業前までの活動の表彰は、冬季休業前に行う。
  - ・冬季休業中における活動の表彰は、冬季休業後に行う。
  - ・冬季休業後の活動で、3年生が関係している表彰のみ卒業式予行後に行う。
- \*それ以外は、修了式に行う。

- ・企画、進行は生徒指導部活動係が行う。

### ② 壮行会について

- ・全国規模で開催される大会及び発表会等に参加、出場する場合に行う。
- ・時期については大会等の開催時期に合わせ適宜行う。部活動の時間を使う。
- ・企画は生徒指導部活動係が行い、司会進行は生徒会本部役員の生徒が行う。
- ・事前に生徒指導部活動係と生徒会担当とで打ち合わせ等をする。



### ③ その他

- \* 表彰、壮行会とも企画の段階で管理職に相談し、校長の了承を得てから行う。
- \* 表彰、壮行会とも15分程度とする。

## 16 附則

この規約は、平成20年4月1日より施行する。

平成21年3月9日に一部改正し、平成21年4月1日より適用する。

平成22年6月22日に一部改正し、平成22年7月1日より適用する。

平成24年2月23日に一部改正し、平成24年3月1日より適用する。

平成25年2月14日に一部改正し、平成25年4月1日より適用する。

平成27年2月26日に一部改正し、平成27年4月1日より適用する。

令和2年3月5日に一部改正し、令和2年4月1日より適用する。